

和歌山県 資料提供
令和6年12月24日



うめ産地安定化特別対策事業の募集について

(令和6年度12月補正予算)

令和6年産の記録的なうめ不作に伴う加工原料不足を踏まえ、生産、加工、販売が一体となって形成されるうめ産地の安定化に向けて、別添のとおり特別対策事業の募集を開始しましたのでお知らせします。

(連絡先)

農林水産部 農林水産政策局
農林水産振興課 政策企画班
担 当：白井、増田
電 話：073-441-2896 (直通)
内 線：2896

うめ産地安定化特別対策事業の募集について

農業参入事業

① 補助対象経費

うめ栽培の省力化に資する以下の機器の導入に要する経費

- (1) 堆肥散布機（自走もしくは手押しにより走行し、堆肥の散布を自動で行う機種に限る）
- (2) リモコン式草刈機
- (3) 電動高枝せん定バサミ
- (4) 農業用アシストスーツ

※受益者が初めて導入する場合とし、機器ごとに1台に限ります。

※(2)～(4)は、農林水産省「スマート農業技術カタログ」掲載の機器に限ります。

- <条件>・令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に県内の農地（令和7年産のうめの収穫が可能な農地に限る）の賃借権又は使用貸借権を新たに取得し、うめ栽培を新規に開始又は規模拡大を行うこと。
・開始後又は規模拡大後のうめの経営耕地面積が5a以上であること。

② 事業実施主体

和歌山県内に居住又は本店等を置く以下の者

- (1) 梅干加工事業者（漬物製造業の営業許可を取得し、県産梅を使い県内で梅干しを製造している者）
梅干加工事業者の子会社

③ 補助率／補助金額の上限

補助対象経費の3分の1以内／1事業実施主体あたり50万円まで

原料備蓄事業

① 補助対象事業

梅干原料の備蓄に必要な以下の資材の導入に要する経費

- (1) うめ漬け込み用タンク（うめの一次加工（塩漬け）を目的としたものに限る）

※単純更新は補助対象外です。

② 事業実施主体

和歌山県内に居住又は本店等を置く以下の者

- (1) 農業者等（農業者、農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、農業者をもって組織する団体）
- (2) 梅干加工事業者（漬物製造業の営業許可を取得し、県産梅を使い県内で梅干しを製造している者）
梅干加工事業者の子会社

③ 補助率／補助金額の上限

補助対象経費の3分の1以内／1事業実施主体あたり10万円まで

※ただし、事業実施主体が農業協同組合、農事組合法人、農業者をもって組織する団体であって、受益者が農業者である場合の補助金額の上限は、1農業者あたり10万円とします。

[募集期間] 令和6年12月19日（木）～令和7年1月24日（金）

[申請書類] 交付申請書、事業計画書、収支予算書、見積書、その他添付書類



※見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行ってください

※交付決定前に事業に着手する場合は、**交付決定前着手届**を添付してください

※申請書類は、所在地を管轄する県振興局農業水産振興課へ提出してください

※**令和7年3月31日までに納品、支払いを終え、実績報告を県振興局へ提出**してください
(納品、支払いが終わっていない場合は、本補助金の対象外となります。)

(申請書等はこちら)

<お問い合わせ先>

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産振興課 tel: 073-441-2896

海草振興局農業水産振興課 tel: 073-441-3382 日高振興局農業水産振興課 tel: 0738-24-2926

那賀振興局農業水産振興課 tel: 0736-61-0025 西牟婁振興局農業水産振興課 tel: 0739-22-1443

伊都振興局農業水産振興課 tel: 0736-33-4930 東牟婁振興局農業水産振興課 tel: 0735-29-2011

有田振興局農業水産振興課 tel: 0737-64-1273